

体系	施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値		令和3年度末に 目指すべき姿		総括		第4次計画に向けた方向性
						R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価		
											◆取組の方向	
1	生産から消費に至る食の安全・安心の確保											
	(1) 生産段階における安全・安心の確保											
	①安全・安心な農産物(林産物を含む)の生産及び供給	P14~15										
	◆農薬の適正使用の指導	環境農業推進課 木材産業振興課	・農薬事故ゼロを目指してJAや農薬卸組合などと連携を強化し、農薬の販売、使用、生産物の出荷時に生産者の農薬適正使用や生産履歴記帳(防除履歴)への意識徹底を図った。また、直販市の安心係への研修を実施し、直販農家への指導を行った。	・農薬の適正使用は着実に進展し、農薬残留基準値超過事故は減少傾向 ⇒農薬事故発生件数 2件(H27) 1件(H29) 2件(H30) 1件(R1)	-	-	-	-	-	-	・農薬販売店立入検査や販売業者・農薬管理指導士を対象とした研修会の実施、農薬安全使用講習会の実施、生産履歴の記帳・回収点検の啓発、残留農薬検査の実施を行うことで、農薬事故を未然に防ぐことができた。 (課題) ・農薬の使用法に重大な瑕疵はないものの残留基準値の超過や、農薬が原因と考えられる魚のへい死が見られたことから、農薬の使用法について事故事例を参考に周知する必要がある。	・農薬事故ゼロを目指し、引き続き研修会等を実施する。
	★農薬取締法違反による出荷の自粛	環境農業推進課		・生産履歴(防除)は100%と高まった。	2件	0件	0件	【直近】0件	A	・農薬販売店立入検査や販売業者・農薬管理指導士を対象とした研修会の実施、農薬安全使用講習会の実施、生産履歴の記帳・回収点検の啓発、残留農薬検査の実施を行うことで、農薬事故を未然に防ぎ、防除履歴の記帳率も高く維持できた。 (課題) ・農薬事故ゼロを目指し、引き続き研修会等を実施する。農薬の使用法に重大な瑕疵はないものの残留基準値の超過や、農薬が原因と考えられる魚のへい死が見られたことから、農薬の使用法について事故事例を参考に周知する必要がある。		
	★防除履歴の記帳率(農協生産部会に属する野菜農家)				96%		100%	【直近】100%	A			
	★マイナー作物の農薬登録データの作成			・オクラ、オオバ、ショウガのマイナー作物に対して、13剤が適用拡大された。	10件/年	6件/年	3件/年	【見込み】8件/年	A	・オオバへの登録が拡大した。	・マイナー作物への農薬適用拡大を引き続き取り組む。	
	◆環境保全型農業の推進	環境農業推進課	・国ガイドライン準拠GAPの普及のために推進体制の構築や指導者及び生産者向け研修などを実施した。 ・高知県版準拠GAP基準書「野菜」「茶」「果樹」「米」を策定 ・高知県GAP第三者確認制度制定(H30~)	・高知県版GAP(集出荷場版)の実践JA出荷場は68/71となった。 ・国ガイドライン準拠GAPの取り組み部会数は、0(H28)から45(R1)となった。 ・JGAP指導員資格取得者は累計73名となりGAPの指導体制が高まった。 ⇒生産者および指導者のGAPに対する理解が進んだ。						・高知県版準拠GAP基準書「野菜」「茶」「果樹」「米」を策定するとともに生産者、指導者向けのGAP研修会を開催した。また、JA出荷場において高知県版準拠GAPでの点検活動開始。これらの結果、ガイドライン準拠GAPは45部会、集出荷場版GAPはほぼ全ての出荷場での取り組みへと拡大した。	・R5年までにガイドライン準拠以上のGAP実践農家数を1,600戸以上に高める。 ・県補助金によるGAP認証取得支援 ・GAP認知度を高めるための研修会開催 ・JAグループと連携したGAP点検支援システムの導入支援	
	★「こうち環境・安全・安心チェックシート(集出荷場版)」に取り組む出荷場数		・農薬だけに頼らない省力的病害管理技術(病害版IPM)の取組を拡大するために、病害防除の技術開発及び省力化に繋がる農薬登録の促進を行った。 ・虫害版IPM技術については、取組が遅れている施設キュウリ及び施設カンキツを対象に、普及率が低い病害版IPM技術については、主要品目全般を対象にマニュアルの作成、実証展示場の設置、講習会、講演会の開催を行った。	・病害版IPM技術(点滴灌水):ナスのフザリウム立枯病対策 0% (H27) → 12% (R2) と一定導入が進んだ。 ・天敵導入面積率の増加(H27→R2) 施設キュウリ:33%→38% 施設カンキツ:7%→12%	50/74 (68%)	68/71 (96%)	74/74 (100%)		A	・キュウリでは、栽培初期から捕食能力の高い天敵を導入するマニュアルを作成して普及を図ったが、害虫が媒介するウイルス病の蔓延を抑えることができず天敵の導入が進まなかった。R2年度から栽培初期は薬剤防除を行い、その後天敵導入を行うなど、マニュアルを改訂し、IPM技術の普及を図っている。	・難防除害虫に対するIPM技術については主要品目において開発・普及したことから今後は省力的な病害版IPM技術の開発・普及を行う。 ・生産現場における常温煙霧実証及び普及	
	★虫害版IPM技術の普及率				キュウリ:33% カンキツ:7%	キュウリ:37% カンキツ:7%	キュウリ:80% カンキツ:40%		B			
	★病害版IPM技術の普及率				ナス:0%	ナス:12%	ナス:80%		B	(課題) ・病害を対象とした省力的防除技術の開発・普及		
	②安全・安心な畜産物の生産及び供給	P16										
	◆動物用医薬品等の適正使用の指導	畜産振興課	動物用医薬品や飼料添加物の適正使用について、県内全ての産業動物獣医師及び生産者に対し、指導を実施する。 ・産業動物診療獣医師に対する指導 H28:11名、H29:11名、H30:11名、R1:12名 ・畜産農家に対する指導 H28:332戸、H29:309戸、H30:299戸、R1:284戸 ・自衛防疫(ワクチン接種)を推進し、衛生的で健康的な家畜の飼育方を指導する。	・産業動物診療獣医師に対する動物用医薬品の適正使用の指導率:毎年100% ・畜産農家に対する飼料添加物頭の適正使用の指導率:毎年100% ⇒動物用医薬品及び飼料添加物の不適切な使用による残留なし ・ワクチン接種の実施率:毎年100% ⇒ワクチン接種不徹底による伝染病の発生なし	100% (11名)	100% (12名)	100%	100% (12名)	A+	動物用医薬品や飼料添加物の適正使用、自衛防疫について毎年度100%を維持している。その結果、H28年度以降においても、動物用医薬品等の不適切な使用による残留等がなく、ワクチン接種の不徹底などによる伝染病の発生がなかった。	今後も、動物用医薬品や飼料添加物の適正使用について、県内全ての産業動物診療獣医師及び生産者に対し、指導を継続する。 自衛防疫(ワクチン接種)については、ワクチン接種の推進とともに衛生的で健康的な家畜の飼育方を指導を継続する。	
	★産業動物診療獣医師に対する指導率				100% (341戸)	100% (269戸)	100%	100% (267戸)	A+			
	★畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率				牛:5,026頭 豚:112,035頭 鶏:1,247,370羽	牛:5,700頭 豚:115,460頭 鶏:1,234,000羽	牛:3,000頭 豚:85,000頭 鶏:1,200,000羽	集計中	A+			
	★自衛防疫実績(ワクチン接種)											

体系	施策の柱	青洲子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値		令和3年度末に 目指すべき姿		総括		第4次計画に向けた方向性
						R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目											
	◆牛トレーサビリティシステムの指 導		牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標 装着と出生・異動報告について、関係機 関と協力しながら牛飼養農家全戸に対 し、的確な届出が行われるよう指導す る。 H28:257戸、H29:242戸、H30:232 戸、R1:220戸	⇒耳標装着と的確な届出の指導により、 故意による不適切な届出などの事案がな かった。	耳標装着及び的確な届出 の指導	100% (258戸)	100% (206戸)	100%	100% (202 戸)	—	牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装 着と出生・異動報告について、故意による 不適切な届出などの事案がなかった。	これまでの成果を踏まえ、牛トレーサビ リティ法に基づく牛の耳標装着と出生・異動 報告について、関係機関と協力しながら牛 飼養農家全戸に対し、的確な届出等が行わ れるよう指導を継続する。
	★牛の飼育農家に対する耳標装着等 の指導率									A+		
	★高病原性鳥インフルエンザ監視 (立入検査)		高病原性鳥インフルエンザの発生予防及 び万一発生した場合のまん延防止のた め、高病原性鳥インフルエンザの監視を 行う。 ・毎年度、農場段階における適切な飼養 衛生管理の状況について、養鶏農家に対 して全戸立入検査を実施した。 ・飼養規模に応じた養鶏農家において、 モニタリング検査を実施した。 H28:1,020羽、H29:910羽、 H30:900羽、R1:950羽	・県内養鶏農家における高病原性鳥イン フルエンザの県内発生予防 ⇒発生件数 H28~R1:0件、R2:1件	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸	A+	・県内における鳥インフルエンザの発生予 防に努めた。 ・鳥インフルエンザについて、毎年度、家 畜保健衛生所が養鶏農家に対して全戸立入 検査とモニタリング検査を実施し、県内の 状況について監視を続けてきた。また、近 隣諸国や国内で発生があった際は、家畜 飼養農家、市町村及び関係団体等に注意喚 起文書を送付するとともに、逐次畜産保 健衛生所から情報提供を行った。	これまでの成果を踏まえ、今後も養鶏農 家の立入検査(全戸)とモニタリング検査 (毎月6戸×10羽=720羽)を継続す る。
	★高病原性鳥インフルエンザ監視 (モニタリング)				930羽	830羽	720羽以上	720羽以上を目標に継続実施		A+		
	③安全・安心な水産物の生産及び供給	P17~18										
	◆水産物産地市場の衛生確保	水産政策課	大日本水産会による優良衛生品管理市場 の認定を取得した市場を中心に、衛生 管理協議会や講習会の開催、専門家の派 遣、拭き取り検査の実施を通じて、水産 物産地市場の衛生管理に取り組んだ。	高知県漁協室戸鰯魚市場、高知県漁協 水産市場及びすくも湾中央市場の3市場 における優良衛生品管理市場認定が更 新された。	優良衛生品管理市場の 認定数 3件	優良衛生品管理市場の認定 数 3件 ※全国件数は26件	—	優良衛生品管理 市場の認定数 3件	—	A+	優良衛生品管理市場の認定には、衛生管 理に係る厳しいハード基準があり、比較的 新しい市場以外での取得は困難である。新 たな認定取得はなかったものの、取得済み の3市場では適切な衛生管理の継続実施に より、認定が更新された。 また、優良衛生品管理市場を中心に6市 場において拭き取り検査を実施し、結果を 衛生管理協議会で報告することで、関係者 の衛生管理に対する意識向上が図られた。	水産物市場の施設更新の際は、可能な限り 優良衛生品管理市場の認定を視野に入れた 施設整備を目指すほか、認定市場の衛生 管理スキル(ソフト面)を他の市場に普及 し、県内水産物市場全体の衛生管理意識の 底上げを図る。
	◆動物用医薬品(水産用医薬品)の 適正使用の指導	漁業振興課	養殖業者向けに指導会開催や巡回を行 う等、安全で安心な養殖生産のため養 殖衛生管理指導を実施している。	H30年度:総指導回数 123回 R1年度:総指導回数 123回 R2年度:総指導回数 124回	総指導回数 147回	総指導回数 124回	総指導回数 124回	—	—	A+	期間中、水産用医薬品の不適正な使用等は 確認されておらず、継続した指導・調査が 必要と考えられる。	今後も継続した指導・調査により、水産用 医薬品の適正使用の徹底を図る。
	④生産出荷段階における農林畜産物の検 査	P19~21										
	◆農産物の残留農薬検査	環境農業推進課	・県内青果市場や直販所における出荷段 階の県産農産物の残留農薬調査を実施し (R2:1,767検体)、その検査結果を公表 した。 ・農産団体では、農薬などの生産履歴の 記載に併せ、自主的な農産物の残留農薬 検査を実施し、安全性を確認した。	⇒生産者の農薬適正使用に対する意識が 高まり、農薬事故は減少した(H30は2 件、R1~2は0件)。	—	—	—	—	—	—	・生産者の農薬適正使用に対する意識が高 まり農薬事故は減少した。	・農薬事故ゼロを目指し、農薬適正使用に 対する啓発活動等と農産物の残留農薬検査 を継続する。
	★生産・出荷段階での残留農薬検査 数				県:50検体 農協:2,000検体	農協:1,767検体	農協:2,000検体			A+		
	◆BSE検査	畜産振興課	死亡牛については、BSE特別措置法で BSE検査を受けることが義務づけられて いる。48ヶ月齢以上(H27年度から H30年度まで)、96ヶ月齢以上(R1年 度以降)の死亡牛全頭について、BSE検 査を実施する。	・48ヶ月齢以上(H26年度までは24ヶ 月齢以上)の死亡牛全頭について、BSE 検査を実施した。 H28:170頭、H29:195頭、H30:175 頭、R1:154頭	48か月齢以上の 死亡牛全頭(156頭)	96か月齢以上の 死亡牛全頭(58頭)	96か月齢以上の 死亡牛全頭	96か月齢以上の 死亡牛全頭(29 頭)	—	A+	BSE特別措置法で定められた月齢(H27 年度からH30年度まで48ヶ月齢、R1年 度以降96ヶ月齢)以上の死亡牛のBSE検 査について、生産者や関係団体と連絡を密 にし、県内の対象牛全頭に対して検査を 実施することができた。	これまでの成果を踏まえ、今後もBSE特 別措置法で定められた月齢以上の死亡牛に ついて、BSE検査を継続して実施する。
	★死亡牛に対するBSE検査											
	◆貝毒対策	漁業振興課、薬務衛生課	H29~R3の取組としては貝毒プランク トンの調査及びサンプリングした二枚貝 の麻痺性貝毒及び下痢性貝毒の検査を 実施し、貝毒の発生監視を行った。 (貝毒検査実施場所) H29:5箇所、H30:4箇所 R1:5箇所、R2:5箇所 【漁業振興課】  ・漁業振興課より貝毒発生の情報提供を 受けた際、当該海域で潮干狩り等による 採取を行わないよう、保健所を通じて注 意喚起 【薬務衛生課】	・貝毒検査実施数 H29:43回、H30:44回、 R1:41回、R2:35回 ・プランクトン検査実施数 H29:113回、H30:114回、 R1:138回、R2:128回  ⇒宿毛湾で規制値以上となった検査数 (採取・出荷自主規制期間) H29:12回(H29.3~H29.9) H30:11回(H30.6~H30.10) R1:10回(H30.11~R元.1) R2:2回(R2.5~R2.8) ⇒野見湾で規制値以上となった検査数 (採取・出荷自主規制期間) H29:2回(H29.4~H29.5) H30:0回 R1:0回 R2:2回(R2.2~R2.3) ⇒甲浦で規制値以上となった検査数(採 取・出荷自主規制期間) H29:0回 H30:1回(H30.4~H30.5) R1:0回 R2:0回 ⇒宿毛湾・野見湾・甲浦以外の海域で は、貝毒の発生は確認されなかった。 【漁業振興課】	・貝毒検査実施数 H27:35回 ・プランクトン検査実施 数 H27:104回 ⇒宿毛湾で規制値以上と なった検査数(採取・出 荷自主規制期間) H27:1回(H28.3~ H28.11)  ・宿毛湾以外の海域で は、貝毒の発生は確認さ れなかった。【漁業振興 課】	・貝毒検査実施数 R2:35回 ・プランクトン検査実施 数 R2:128回 ⇒宿毛湾で規制値以上とな った検査数(採取・出荷自主 規制期間) R2:2回(R2.5~R2.8) ⇒野見湾で規制値以上とな った検査数(採取・出荷自主 規制期間) R2:2回(R2.2~R2.3) ・宿毛湾・野見湾以外の海域 では、貝毒の発生は確認され なかった。【漁業振興課】	継続実施	規制値以上 となった検査数 0回 【漁業振興課】	—	A+	・貝毒プランクトンの調査及びサンプリ ングした二枚貝の麻痺性貝毒、下痢性貝毒に ついて検査を実施し、貝毒の発生監視を 行った。 【漁業振興課】	・今後も貝類(主にアサリ・ヒオウギガ イ)の食品としての安全性の確保のため、 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾で貝 毒プランクトンの発生状況を監視すると ともに、貝毒検査を実施し、その結果を随時 漁業振興課のホームページにて公開する。 【漁業振興課】  ・今後も貝毒発生時における消費者への注 意喚起を行う 【薬務衛生課】
	★貝毒発生モニタリング検査	漁業振興課			貝毒検査:延べ35回 プランクトン検査:延べ104 回	貝毒検査:35回 プランクトン検査:128回	継続実施	貝毒検査延べ11 回 プランクトン検 査延べ81回【直 近】 【漁業振興課】	—	A+		

体系 施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値		令和3年度末に 目指すべき姿		総括		第4次計画に向けた方向性
					R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価		
(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保											
① HACCPによる自主管理体制の推進及び支援	P22										
◆ HACCP方式による自主衛生管理の普及推進	薬務衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所	・高知県食品総合衛生管理認証制度と連動し、認証取得を目指す施設及び認証施設に対し指導助言を実施。 【薬務衛生課】【高知市保健所】  ・HACCP手法を含む衛生管理について研修を実施 H29:12回、H30:12回 R1:10回、R2:4回 R3:6回(予定) ・専門家派遣による現地指導等を実施 H29:102社、H30:102社 R1:78社、R2:39社 【地産地消・外商課】	・研修参加企業数 H29:165社、H30:214社、 R1:171社、R2:127社 【地産地消・外商課】  ⇒HACCP12手順の実施を確認した施設数 291施設(旧第3ステージ83施設、旧第2ステージ208施設 ※重複施設あり) 【薬務衛生課】【高知市保健所】	-	-	-	-	-	-	地産地消・外商課との連携により概ね目標が達成できた。 【課題】 食品衛生法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化され、全ての事業者が取組が義務づけられた。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	HACCP方式による自主衛生管理の普及推進は引き続き行っていくが、次期計画では食品衛生法に基づく「HACCPに沿った衛生管理」に焦点をあてた内容に変更し、数値目標の「HACCP導入型基準の施設数」は削除する。 【薬務衛生課】【高知市保健所】
★ HACCP導入型基準の施設数	薬務衛生課、高知市保健所			-	240	320施設	260施設(R3年度末見込み)	A			
◆ 食品安全推進に係る人材の育成	薬務衛生課、高知市保健所	・指導、支援力の強化 福祉保健所にHACCP指名食品衛生監視員(HACCP指名食監)を複数名配置するために、養成講習会への参加を行った。* R2,R3は中止	・HACCP指名食監の割合 H29:57.6%、H30:74.6%、 R1:79.6%、R2:72.5%							R2年度までは目標を達成していたが、新型コロナウイルス流行以降養成講習会が開催されず、過去に受講済の監視員が異動・退職したことから、R3年度時点では目標に達していない。 【課題】 HACCP制度化及び「総合衛生管理製造過程承認制度」廃止のため、コロナ収束後も講習会が行われない可能性がある。	養成講習会実施の見通しがたないことから、次期計画では数値目標は設定しないこととするが、食品衛生監視員がHACCPに限らず総合的な視点で事業者へ適切な指導・助言を行えるよう、人材育成は継続して行っていく。
★ 食品衛生監視員のうち、HACCPに係る助言等を行う食品衛生監視員の割合				33名/56名(58.9%)	37名/51名(72.5%)	食品衛生監視員の2/3以上	33/58人(56.9%)	B			
② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導	P23										
◆ 「食品衛生監視指導計画」による監視指導	薬務衛生課、高知市保健所	・食品衛生監視指導計画に基づき、営業許可施設及び許可不要施設(給食施設を含む)に対し監視指導を行う。 監視指導達成率(計画) H29~R3:100%	・監視指導達成率(実績) H29:130%、H30:129%、 R1:117%、R2:94% ・食品衛生指導員による巡回指導件数 H29:40,046件、H30:38,763件、 R1:39,496件、R2:35,743件	-	-	-	-	A+	監視指導に関しては、R2年度以降新型コロナウイルス対応が影響したとみられる減少が起きたが、毎年おおむね目標を達成できた。	今後も継続して監視指導を行う。	
★ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率				119%	94%	100%	37.3%(9月末時点)	A		数値目標「食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導件数」については、行政の取組実績ではないため次期計画では数値目標とはしないが、今後も引き続き食品衛生協会と連携した取組を行っていく。	
◆ 食品関連施設に対する食中毒予防の重点指導				-	-	-	-	-			
★ 食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導件数				41,084件	集計中	42,000件	実施中	A			
◆ シビエの衛生的な利用	鳥獣対策課、薬務衛生課、高知市保健所	・「よさこいシビエ衛生管理ガイドライン」に基づき、野生鳥獣肉の食肉処理施設に対し、衛生管理に関する監視指導や啓発を行う。 ・飲食店等に対し、食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用と十分な加熱について指導する。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	⇒シビエに起因した食中毒事件の発生なし 【薬務衛生課】【高知市保健所】	-	-	-	-	-		講習会等の機会を捉えて「よさこいシビエ衛生管理ガイドライン」の啓発を行った。 【課題】 食品衛生法の改正に伴い、ガイドラインの内容の見直しの必要が生じている。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	今後も取り組みを継続する。 R4年度にガイドラインの見直しを行う予定。 【薬務衛生課】【高知市保健所】
③ 食中毒予防	P24										
★ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率(再掲)	薬務衛生課、高知市保健所	・監視指導達成率(計画) H29~R3:100%		(再掲)119%	(再掲)94%	(再掲)100%	37.3%(9月末時点)	(再掲)		・営業者向けの講習会は目標を達成できた ・消費者向けの講習会開催について、R1年度までは概ね目標値を達成できたが、R2年度以降新型コロナウイルスの影響もあり実施回数が減少した。計画期間の平均としては目標に対して8割の実施ができている。 ・食中毒件数はH27年度末に比べ増加している。特に全国的に発生件数の多いアニサキス・カンピロバクター・ノロウイルス食中毒について注意喚起が必要である。	今後も継続した取組が必要 各施設においてHACCPに沿った衛生管理を実施し、食中毒等の健康被害が起きるリスクを下げるための取組がなされるよう、監視指導を強化する。
★ 食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数		・食品営業者等を対象とした食品衛生講習を実施。 H29:325回、H30:325回、 R1:331回、R2:327回	・食品営業者等を対象とした食品衛生講習会参加者数 H29:9,114名、H30:8,111名、 R1:9,063名、R2:8,246名	300回(平成23~27年度の平均)	327回	300回以上	140回(9月末時点)	A+			
★ 消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数		・消費者を対象とした食品衛生講習を実施。 H29:73回、H30:103回、 R1:97回、R2:24回	・消費者対象の食品衛生講習会参加者数 H29:553名、H30:446名、 R1:789名、R2:354名	88回(平成23~27年度の平均)	24回	90回以上	19回(9月末時点)	B			
★ 食中毒発生件数(※年次統計)			⇒食中毒発生件数(年報) H29:10件、H30:15件、 R1:17件、R2:9件	4.4件(平成23~27年の平均)	9件/年	減少させる	10件(9月末時点)	B			
④ 流通食品の検査	P25										
◆ 流通食品に対する検査の実施	薬務衛生課、高知市保健所、保健体育課	・食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する食品について取去や買上による検査を実施。 H29:2,159検体、H30:2,400検体 R1:1,685検体、R2:1,438検体 【薬務衛生課】【高知市保健所】	・食品の検査率 H29:115%、H30:126%、 R1:93%、R2:81% ⇒検査結果に基づき事業者に対し衛生指導を行った。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	-	-	-	-	A+	概ね計画通りに実施できている。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	今後も継続して実施 【薬務衛生課】【高知市保健所】	
★ 食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率	薬務衛生課、高知市保健所			98%	81%	100%	39.8%(9月末時点)	A	R2は新型コロナウイルス対応のため中止した検査があった。 【薬務衛生課】		

体系	施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値	令和3年度末に 目指すべき姿		総 括		第4次計画に向けた方向性
						R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価	
	(3) 消費段階における安全・安心の確保	P26									
	◆県民向けの食中毒予防等の普及啓発	薬務衛生課 高知市保健所	・高知市広報「あかるいまち」、ホームページ、テレビ・ラジオ等での情報提供	・食中毒予防や食品に関する情報を高知市広報「あかるいまち」や県・市ホームページ等を通じて情報提供した。	-	-	-	-	-	食品衛生月間や食中毒発生時の注意喚起に加え、新型コロナウイルスの蔓延後はテイクアウト・デリバリーに関する注意喚起を行う等、時期に応じた普及啓発を行った。 〈課題〉依然として生・半生の肉の喫食が原因とみられるカンピロバクター食中毒が発生している	第3次計画では数値目標とはしていなかったものの、HP等での広報の機会が5年間で減少傾向にあるため、今後はより積極的な情報提供を行う
	(4) 県民からの相談による立入調査等	P26									
	◆県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施	薬務衛生課、環境農業推進課、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、漁業振興課、水産流通課、高知市保健所	・県民からの食品に関する苦情・相談に対応するほか、必要に応じて立入調査を実施。 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・県民からの農薬散布に関する相談に対応し、情報を提供した。【環境農業推進課】 県民から情報提供があった場合には、対応マニュアルに沿って必要な調査等を実施した。 ・調査実績 H30:1件、R2:3件 【農産物マーケティング戦略課】	・食品の相談処理件数 ※県境のみ H29:2,517件、H30:2,774件、 R1:3,563件、R2:1,203件 必要に応じて立入調査等を実施 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・H29~R2年度 相談処理数:2件【環境農業推進課】 県民からの情報提供に対し、必要な調査等を行い、結果に応じて適正な食品表示に向けた指導や啓発を行った。 ・調査実績 H30:1件、R2:3件 【農産物マーケティング戦略課】	-	-	-	-	・県民の相談に対応することにより、食に対する安心につながった。【環境農業推進課】【薬務衛生課】 ・引き続き、県民からの相談に対応する。【環境農業推進課】 県民からの疑義情報について、必要な調査等を実施することで、食品表示の適正化を進めることができた。 【農産物マーケティング戦略課】	引き続き、対応が必要。 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・引き続き、県民からの相談に対応する。【環境農業推進課】 継続した取組が必要であるが、県民からの情報提供内容によって個別に対応することとなるため、目標数値の設定は困難。 【農産物マーケティング戦略課】	
	(5) 認証制度の推進	P27~30									
	★有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積	環境農業推進課	・有機農業を推進するために、生産者の確保、生産者のグループ化、生産の拡大と販路の開拓・販売の拡大を図った。 ・県補助金による有機JAS認証取得支援(H29:7、H30:2、R1:4) ・県補助金による販路開拓に取り組みグループ支援(H29:3、H30:1、R1:1) ・有機農業技術研修会の開催(H29~R2計195名) ・高知オーガニックフェスタ開催支援(H29~R1:3回) ・環境保全型農業直接支払交付金による有機農業実践者支援	・有機農業の生産・販売にグループで取り組む団体を6グループ育成できた。 ・有機JAS認証取得面積及び環境保全型農業直接支払交付金(有機農業の取組)の取組面積は140ha(H27)→129ha(R1)と目標に達しなかった。 ⇒新たな販路を開拓した農家割合(農家アンケート)は55%となった。	140ha *計画策定後に確定	134ha	(平成31年度) 284ha		B	・有機JAS認証を取得後、販路が確保できれば認証を維持しない点や、有機農業の実践者であっても環境保全型農業直接支払交付金の対象農家になっていないこともあり県が把握できる有機農業の取組面積は拡大できなかった。 〈課題〉 ・安定的な販路を確保できていない農業者が多い。 ・販売先への流通経費に苦慮している生産者が多い。 ・肥培管理や病害虫防除などの生産技術に課題のある農業者が多い。 ・有機農業実践者の掘り起こし及び行政からの支援拡大	・生産者の栽培技術を高めるための研修会開催、生産者と実需者とのマッチング等への支援を行う。 ・高知オーガニックフェスタ開催への支援 ・有機農業者等を対象とした有機農業研修会及び交流会の開催
	◆高知県版HACCP認証制度の推進	薬務衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所	・HACCP手法を含む衛生管理について研修を実施 H29:12回、H30:12回 R1:10回、R2:4回 R3:6回(予定) ・専門家派遣による現地指導等を実施 H29:102社、H30:102社 R1:78社、R2:39社 【地産地消・外商課】	・研修参加企業数 H29:165社、H30:214社、 R1:171社、R2:127社 【地産地消・外商課】 ・高知県食品総合衛生管理認証施設数(第2ステージ以上) H29:106施設、H30:149施設、 R1:201施設、R2:240施設 ⇒達成率:75%(R2未時点) 【薬務衛生課】	-	-	-	-	-	・外商に向けた取組との運動により、認証施設が増加した。 ・目標は概ね達成された。 〈課題〉 改正食品衛生法でHACCPが制度化されたことから、今後は認証施設のレベルの向上がより重要となる。 一部の品目で認証を取得している施設は、施設全体でHACCPに取り組めるようになる必要がある。 【薬務衛生課】	・改正食品衛生法の趣旨を踏まえ、R3年度から認証基準をバージョンアップした。認証施設の新規開拓とあわせて、既存認証施設の新たな認証基準への取組を推進することで衛生管理レベルの向上を図る。 ・数値目標は、旧基準第3ステージ以上及び新基準第1ステージ以上の施設数とする 【薬務衛生課】
	★高知県食品総合衛生管理認証施設数 第2ステージ以上	薬務衛生課	・HACCPの考え方を取り入れた高知県食品総合衛生管理認証制度の取得に向けた指導・支援を行う。 ・改正食品衛生法の趣旨を踏まえ、R3年度から認証基準をバージョンアップ。 【薬務衛生課】		-	218社240施設 (277業種)	320施設	250施設(R3.9末) ⇒260施設(R3年度末見込み)	A		
	(6) 調査研究等の推進	P30									
	◆安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究	薬務衛生課、環境農業推進課、高知市保健所	・食品衛生に関する効果的な監視指導方法や疑義についての検討や調査研究を行った 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・農業技術センターにおいて、新たなIPM技術の普及と高度化を図るため、ニラ、オオハ、カンキツ、花き類茶などにおいて天敵利用技術の開発、環境制御による病害防除技術の開発を行った。 ・天敵に影響の少ない環境に優しい農薬を中心に多くの果菜類で農薬の登録を促進した。【環境農業推進課】	・食品衛生監視員研修会 年1回 ※R2年度は開催なし ⇒業務で得た知見等が共有された 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・H28~R2に農業技術センターではIPMに関する68の新技術を開発した。これらの新技術は生産現場に導入され、IPM技術の新たな品目への拡大や高度化に活用されている。 ・H28~R2に200剤について、新規農薬の登録のための効果試験を実施し、41剤が登録された。【環境農業推進課】	農業技術センターにおいて、IPM技術に関する試験研究11課題【環境農業推進課】	農業技術センターにおいて、IPM技術に関する試験研究11課題【環境農業推進課】			A+	・年1回の食品衛生監視員研修会のほか、日常的に情報共有を行った。食品衛生法の改正に伴い、より一層情報共有が必要である。 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・研究成果により、新たな品目でのIPM技術での普及拡大。 ・環境制御による農薬を使わない病害IPM技術の開発。 〈課題〉 ・AIを活用した病害虫の早期発見技術の開発 ・「みどりの食料システム戦略」に対応した技術開発【環境農業推進課】	・第3次計画で掲げた取組の方向性は維持し、今後も継続した取組を行う。 ・衛生環境研究所においても調査研究を行っているため、次期計画にはその内容も含める 【薬務衛生課】【高知市保健所】 ・AIを活用した病害虫の早期発見技術の開発などによる農薬削減を目指す。 ・「みどりの食料システム戦略」に対応した技術開発による農薬削減を目指す。【環境農業推進課】



体系	施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値		令和3年度末に 目指すべき姿		総 括		第4次計画に向けた方向性
						R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価		
2	食品に関する正確な情報の提供											
	(1) 適正な食品表示の確保	P31~33										
	①関係法令に基づく食品表示の監視指導	薬務衛生課(食品・薬事)、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産流通課、県民生活課	・直販所や農産物等食品事業者を対象に、関係機関と合同調査を実施 ・合同調査実施回数 H29:6回、H30:6回 R1:12回、R2:11回 R3:15回(予定) 【農産物マーケティング戦略課】	・食品表示法の中でも所管が異なる品質事項と衛生及び保健事項について、合同で調査することで、一体的な調査、啓発・指導とすることができた。 ・合同調査実施回数 H29:6回、H30:6回 R1:12回、R2:11回 R3:15回(予定) 【農産物マーケティング戦略課】	-	-	-	-	-	-	計画通りの取組・対応が行えた。食品表示法の完全施行後も依然として旧法表示やアレルギー表示不備等のため指導を行う事例が度々あり、継続した取組が必要。 【薬務衛生課】	品質事項担当課と合同での食品表示監視を廃止することから、R4年度以降新たに食品表示監視を計画し、各保健所において実施する。【薬務衛生課】
	★関係機関による合同の食品表示監視指導回数	薬務衛生課、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課	合同監視に同行し、農産物表示法の観点から調査・助言を行う。 H29年度:3店舗、H30年度:2店舗、R1年度:2店舗、R2年度:2店舗、R3年度:2店舗(見込み) 【県民生活課】	同行した合同監視において農産物表示法違反の事例はなかったが、まぎらわしい価格表示等について助言を行い、表示の適正化を促した。 【県民生活課】	13回	12回	15回	15回	A+	合同調査や食品表示ウォッチャーからの報告等を通じ、事業者への啓発・指導を行うことで、食品表示の適正化を進めることができた。 【農産物マーケティング戦略課】	引き続き、巡回調査や食品表示ウォッチャーによる調査を通じて、食品表示の適正化を推進する。また、食品関連事業者の法令等の理解を深めるため、研修等の機会の場を確保する。【農産物マーケティング戦略課】	今後も、適正な表示がなされるよう、関係機関等と連携して指導等の機会を確保し、【県民生活課】
	★食品表示ウォッチャーの数	農産物マーケティング戦略課	・県内の食品販売店等の食品表示の適正化を目的に、食品表示ウォッチャーを委嘱し、モニタリングや報告を行ってもらう。 ・食品表示ウォッチャー数 H29:20人、H30:20人 R1:20人、R2:19人(1名辞退) R3:20人	・食品表示ウォッチャーに県内各地の直販所でモニタリングを実施してもらうことで、様々な店舗の情報把握ができた。さらに、必要に応じて現地確認を行い、事業者に対する啓発・指導の機会につながった。 ・食品表示ウォッチャー数 H29:20人、H30:20人 R1:20人、R2:19人(1名辞退) R3:20人 【農産物マーケティング戦略課】	20名	19名	20名	20名	A+	H26年度から、各福祉保健所、農作物マーケティング戦略課等による合同監視に同行し、農産物表示法の観点から調査・助言を行うことにより、法の理解促進、表示の適正化を図った。 【県民生活課】		
	②食品表示に関する普及啓発	薬務衛生課(食品・薬事)、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産流通課、県民生活課	事業者や消費者などを対象とした食品表示法に係る食品表示セミナーの開催 H29年度:2回、H30年度:2回、R1年度:2回、R2年度:2回、R3年度:2回(見込み) 【県民生活課】	・H29年度:140名、H30年度:80名、R1年度:173名、R2年度:152名 ⇒消費者への食品表示法や表示の重要性についての理解促進 事業者への法令遵守意識の向上促進 【県民生活課】	-	-	-	-	-	-	高知県立大学と連携して実施する「消費生活講座」において、農産物表示法や食品表示の基礎知識に関する講座を行い、消費者の表示への理解促進を図った。 【県民生活課】	今後も事業者による適正な表示の確保や、消費者の表示への理解促進を図る。 【県民生活課】
	★関係機関による合同の食品表示研修回数	薬務衛生課、農産物マーケティング戦略課、高知市保健所	・食品製造・販売者等を対象に、制度の正しい理解と表示の適正化を目的として、関係機関が連携して「食品表示セミナー」を開催 H29:1回、H30:1回、 R1:1回、R2:1回、 ・農産物直販所「安心係」養成講習会を開催し、食品表示について研修を実施 H29:4回、H30:4回、 R1:4回、R2:5回、 R3:4回 【農産物マーケティング戦略課】	・食品製造・販売者等を対象に、「食品表示セミナー」を開催することで、表示の適正化のための研修を実施 H29:133人、H30:168人、 R1:126人、R2:167人 ・農産物直販所「安心係」養成講習会を開催し、食品表示について研修を実施 H29:149名、H30:136名、 R1:142名、R2:166名、 R3:125名 【農産物マーケティング戦略課】	5回	6回	5回以上	4回	A+	多岐の内容に渡る食品表示について、関係法令を含め一体的に説明することで、事業者が食品表示全般の知識の習得してもらったほか、法令遵守への意識形成も図られている。また、制度改正への対応の注意喚起する貴重な機会にもなっており、研修会等を通じて、個別相談、問い合わせにつながるケースもあり、食品表示の適正化に大きく寄与する取組である。【農産物マーケティング戦略課】	これまでと同様に食品製造・販売者等を対象に制度の正しい理解と表示の適正化を目的として、関係機関が連携して食品表示に関する説明会を開催し、より多くの関係者の食品表示への理解を深めていく必要がある。【農産物マーケティング戦略課】	
	★食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数	薬務衛生課、高知市保健所	・食品営業者等を対象に食品表示講習を実施。 H29:130回、H30:124回、 R1:131回、R2:120回	・食品営業者等を対象とした食品表示講習会参加者数 ※県域のみ H29:2,834名、H30:2,749名、 R1:2,596名、R2:2,758名	-	120回	330回以上	55回(9月末時点)	B	・食品関連事業者及び消費者向けの講習回数は計画策定当初から目標値に達していなかったが、R2年度以降新型コロナウイルスの影響でさらに開催回数が減少し、目標を大きく下回った。 ・食品表示のワンストップ窓口を通じての確認依頼に年間を通じて対応しており、その他事業者から直接相談を受けることもあるため、講習会よりも個別対応の機会が増加している。	・取組は継続して必要であるが、目標値の設定については実態に応じて見直す。 事業者向け:150回 消費者向け:10回 ・講習会以外の情報提供もを行い、食品表示に関する普及啓発を進める	
	★消費者を対象とした食品表示に関する講習回数		・消費者を対象に食品表示講習を実施。 H29:16回、H30:19回、 R1:19回、R2:5回	・消費者対象の食品表示講習会参加者数 H29:129名、H30:121名、 R1:123名、R2:128名	-	5回	20回以上	10回(9月末時点)	B			
	(2) トレーサビリティシステムの推進	P34										
	◆生産者や食品等事業者による自主的な生産・製造履歴記録(GAP又はHACCP)の取組の推進	薬務衛生課、環境農業推進課、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、高知市保健所	・農業団体では、GAPの取組のなかで農薬などの生産履歴の記載を推進した。 【環境農業推進課】  ・米トレサ法に基づく取引等の記録や産地伝達の必要性について、米生産者や食品事業者に対し周知を行った。 ・周知方法:米生産者へのチラシ配布(年1回)、「安心係」養成講習会での説明(年4回) 【農産物マーケティング戦略課】	・生産履歴(防除)は100%と高まった。【環境農業推進課】  ・米トレサ法に基づく取引等の記録や産地伝達の必要性について、米生産者や食品事業者に対し周知を行った。 ・周知方法:米生産者へのチラシ配布(年1回)、「安心係」養成講習会での説明(年4回) 【農産物マーケティング戦略課】	-	-	-	-	-	-	食品表示の調査では、食品事業者による米の産地伝達は概ね適正に表示されている。 【農産物マーケティング戦略課】	今後も周知や調査を継続し、米トレサ法により義務づけられる取引記録作成や産地伝達が行われるよう取り組む。 【農産物マーケティング戦略課】

体系	施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値	令和3年度末に 目指すべき姿		総 括		第4次計画に向けた方向性
						R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価	
						◆取組の方向	★数値目標設定項目				
	(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供	P34									
	◆食の安全・安心に関する情報の迅速で分かりやすい提供	全ての関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全性に関する情報の収集</li> <li>収集した情報の県民への分かりやすい提供【薬務衛生課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習会の機会やホームページ等で情報提供を行った。</li> <li>R3.6より食品の自主回収の情報の届出が義務づけられた(改正食品衛生法)【薬務衛生課】</li> </ul>	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全性に関する情報の入手方法はテレビ・インターネット・SNS等多岐に渡っており、正確な情報の提供の重要性が増している。【薬務衛生課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も正確な情報の分かりやすい提供に努める必要がある。多くの県民に伝えるためには新たな発信手段の検討も必要。食品の自主回収情報の届出制度については、事業者への周知を行うとともに、利用者側である消費者への普及も必要。【薬務衛生課】</li> </ul>
3 安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立											
	(1) 危機管理体制の強化	P35									
	◆連携した危機管理体制による迅速な対応	全ての関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、高病原性鳥インフルエンザが発生した際の防疫作業に係る人員配置計画と名簿登録を実施した。</li> <li>毎年度、異常鶏の通報があった際の初動対応について、演習を実施した。【畜産振興課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内養鶏農家における高病原性鳥インフルエンザの県内発生予防⇒発生件数 H28~R1:0件、R2:1件</li> <li>人員配置計画の整備及び防疫体制の構築⇒R2の県内発生時、迅速かつ確かな初動対応が実施できた。【畜産振興課】</li> </ul>	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>万が一の発生に備え、防疫作業に係る県職員の人員配置計画と名簿登録を更新し、異常鶏の通報から立入検査までの初動対応について防疫演習を実施した。</li> <li>R2.12月に宿毛市で本県で初となる高病原性鳥インフルエンザが発生。関係機関の協力により、迅速に防疫対応を完了した。【畜産振興課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R2.12月の宿毛市における発生を受け、関係機関との連携を図り、迅速かつ確かな初動対応が可能となるよう取り組んでいく。【畜産振興課】</li> </ul>
	(2) 食育の推進	P36~37									
	◆学校、保育所・幼稚園等、地域等ごとに連携して行う食育の推進	健康長寿政策課 農産物マーケティング戦略課 幼保支援課 保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;食育推進のための計画策定と推進&gt;</li> <li>食育連携推進協議会の開催による計画策定と進捗管理</li> <li>&lt;関係機関との連携による食育推進&gt;</li> <li>量販店や直販所とヘルスメイトが連携した食育イベントの実施(H29~R3)</li> <li>H29:34市町村 48回</li> <li>H30:34市町村 51回</li> <li>R1:34市町村 50回</li> <li>R2:30市町村 39回</li> <li>ヘルシーな弁当を販売する企業を増やすため企業への呼びかけを実施(H29~R3)</li> <li>県民に減塩を中心とした食生活の改善提案を行い減塩商品を利用しやすい環境づくりを推進する「減塩プロジェクト」を実施(H29~R3)</li> <li>&lt;学校、家庭、地域と連携した推進&gt;</li> <li>ヘルスメイトによる食育講座の実施(H29~R3)</li> <li>H29:40校</li> <li>H30:112校</li> <li>R1:121校</li> <li>R2:52校*コロナで減</li> <li>【健康長寿政策課】</li> <li>食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に沿った指導の実施(給食時間、教科、特別活動、個別指導等)</li> <li>健康教育副読本を活用した健康教育の推進</li> <li>【保健体育課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;食育推進のための計画策定と推進&gt;</li> <li>年間2回食育連携推進協議会を開催し、食育推進の進捗管理</li> <li>H29は第3期食育推進計画を策定</li> <li>&lt;関係機関との連携による食育推進&gt;</li> <li>食育イベントの参加人数</li> <li>H29:5623人</li> <li>H30:5474人</li> <li>R1:4901人</li> <li>R2:2568人*コロナで減</li> <li>ヘルシー弁当販売企業数</li> <li>H29:5社 H30:5社</li> <li>R1:6社 R2:6社</li> <li>減塩プロジェクト協力企業</li> <li>H29:34社 H30:34社</li> <li>R1:35社 R2:35社</li> <li>&lt;学校、家庭、地域と連携した推進&gt;</li> <li>ヘルスメイトによる食育講座を実施</li> <li>*実施割合(実施校/学校数)</li> <li>H29:41.7% H30:49.7%</li> <li>R1:54% R2:24.5%</li> <li>*コロナで減</li> <li>【健康長寿政策課】</li> <li>全ての小学校、中学校、高等学校において健康教育副読本を活用した健康教育の実施</li> <li>⇒健康教育副読本活用率100%を維持</li> <li>H28:小97.9、中95.3、高98.0%</li> <li>H29:小中高100%</li> <li>H30:小中高100%</li> <li>R1:小中高100%</li> <li>R2:小中高100%</li> <li>【保健体育課】</li> </ul>	健康教育副読本活用率 H27:データなし	100%	健康教育副読本 活用率100%	100%	A+	<ul style="list-style-type: none"> <li>量販店等、地域、民間企業等と連携した取組は微増。</li> <li>学校での健康教育の実施が進み、家庭・学校・地域が連携した取組に展開できた。【健康長寿政策課】</li> <li>食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に基づき、給食時間や家庭科、特別活動等において家庭や地域と連携した取組を実施することができた。</li> <li>全ての小学校、中学校、高等学校において、健康教育副読本を活用した食育を推進することができた。【保健体育課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識と健全な食生活を実践する力を身につけることができるよう関係機関、団体が協働した取組を継続する。【健康長寿政策課】</li> <li>引き続き、食に関する指導を推進するとともに、高知県学校栄養士会等と連携し、健康教育副読本を効果的に活用した食育を推進していく。【保健体育課】</li> </ul>
	◆地産地消の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食への地産産物や郷土料理の導入、体制整備のための支援</li> <li>「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」の実施(H26~)及び「カレーの日(6月)」「だしで味わう和食の日(11月)」の実施(H30~)※地産産物を食品ベースで50%以上活用することを目標とした献立の実施</li> <li>給食指導等における児童生徒の地産産物や郷土料理に対する理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産産物を食品ベースで50%以上活用することを意識した献立の定着</li> <li>⇒カレーの日、だしの日の実施</li> <li>H30:36例、37例</li> <li>R1:37例、38例</li> <li>R2:25例、27例</li> </ul>	32.6%	調査なし	50%以上	38.9%(R1調査) ※R2.3は調査なし	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における地産産物の活用状況は、H27:32.6%、H28:33.9%、H29:37.0%、H30:39.6%、R1:38.9%と上昇してきており、活用率の低い市町村への支援や「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」等の取組を推進した成果と考えられる。【保健体育課】</li> <li>食育イベントや学校での健康教育時に地域食材や料理を紹介する機会が増えた。【健康長寿政策課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の第4次食育推進計画に基づき、これまでの取組を継続して地産地消を推進する。【保健体育課】</li> <li>地域食材を活用したレシピを配布等、地域食材の利用を促すよう取組を継続していく。【健康長寿政策課】</li> </ul>

体系 施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値		令和3年度末に 目指すべき姿		総括		第4次計画に向けた方向性
					R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価		
◆取組の方向 ★数値目標設定項目 ★食育に関心を持っている県民の割合	健康長寿政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育活動を行っているボランティアの養成 H29:31市町村 H30:14市町村 R1:12市町村 R2:1市町村</li> <li>「食育月間」「食育の日」「やさいの日」に合わせたイベントの実施 H29:34市町村 48回 H30:34市町村 51回 R1:34市町村 50回 R2:30市町村 39回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスマイト養成講座の受講者数 H29:126人 H30:47人 R1:97人 R2:1人*コロナで減</li> <li>ヘルスマイトの総数 H29:1742人 H30:1733人 R1:1651人 R2:1596人</li> <li>「食育月間」「食育の日」「やさいの日」に合わせたイベントの参加人数 H29:5623人 H30:5474人 R1:4901人 R2:2568人*コロナで減</li> </ul>	54% (H28年度)	—	(令和5年度) 95%以上	R4年度把握 予定	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスマイトの養成を実施しているが、一方で高齢化等により、総数は減少。地域での主体的な活動を継続できるよう新規の推進員を確保していくことが必要。</li> <li>量販店や直販所等での普及啓発活動が定着してきており、多くの県民に食育に関心を持ってもらう機会となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村に対し養成講座の実施を働きかけ、ヘルスマイトの養成を引き続き実施していく。</li> <li>多くの県民に食育に関心を持ってもらうよう関係機関、団体が連携した取組を継続する。</li> </ul>	
★土佐の料理伝承人(組織及び個人)による郷土料理伝承講座	農産物マーケティング戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐の料理伝承人の選定 H28:0 H29:1 H30:2 H31:1 R2:2</li> <li>土佐の料理伝承人が伝える郷土料理伝承講座の開催(伝承人の市町村) H27:南国市、佐川町 H28:東洋町、大豊町、いの町 H29:いの町、四万十町、宿毛市 H30:四万十町、津野町、香美市 H31:高知市、安芸市 R2:四万十町、高知市、南国市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐の料理伝承人選定数:66個人団体</li> <li>土佐の料理伝承人が伝える郷土料理伝承講座の開催 H27 南国市:28名、佐川町:14名参加 H28 東洋町:15名、大豊町11名、いの町:24名参加 H29 いの町:12名、四万十町:12名、宿毛市:33名参加 H30 四万十町:7名、津野町:30名、香美市:17名参加 H31 高知市:18名、安芸市:28名参加 R2 四万十町:12名、高知市:12名、南国市:12名 ⇒伝承講座に参加された方の郷土料理の技術習得に対する意欲は高く、繰り返し開催することで、伝承人の活動の活性化につながっている。</li> </ul>	2回/年	3回/年	3回/年	3回/年	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各地の郷土料理について、卓越した知識・技術などを有し、伝承活動などに取り組んでいる方を「土佐の料理伝承人」(以下、伝承人)として選定。伝承人には、食文化の情報発信など、地域での食文化の発信拠点として活動していただいており、地域食材の高付加価値化や地域活性化に寄与。</li> <li>実習を伴う伝承講座の開催を通じて、郷土料理の知識・技術の継承に取り組んでいる。</li> <li>一方伝承人の高齢化による活動の休止などが課題となっており、後継者の育成や伝承活動の取組を市町村と連携して進めることが必要。</li> <li>伝承人の郷土料理技術の保存のために調理方法のDVDを作成し、教育機関等に提供した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化している伝承人の活動を引き継ぐ人材を育成するため、引き続き伝承講座を開催する。</li> <li>市町村とも連携し新たな人材の発掘や、企業による郷土料理の提供・販売などの取り組みを検討する。</li> <li>昨年度作成した郷土料理の動画DVDも活用して、郷土料理に関する情報発信を強化し、郷土料理に対する認識を高める。</li> </ul>	
★朝食を必ず食べる児童生徒の割合	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に基づき、朝食摂取を中心とした規則正しい生活習慣の定着の推進</li> <li>健康教育副読本を活用した朝食摂取に関する指導の推進</li> <li>栄養教諭・学校栄養職員に対する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する指導を計画的に行うための年間指導計画の作成率の向上 ⇒年間指導計画の作成率(小中) H29:88.0% H30:90.9% R1:98.6% R2:99.0%</li> </ul>	(男子)(女子) 小学生 87%、88% 中学生 82%、81% 高校生 78%、79%	※参考値(男子)(女子) 小学生 87%、86% 中学生 81%、78% 高校生 74%、78%	小学生 95%以上 中学生 90%以上 高校生 85%以上	調査中	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する指導の年間指導計画の作成率が向上し、学校全体で食育を計画的に取り組む体制作りが更に進んだ。</li> <li>高知県学校栄養士会と連携し、栄養教諭を中心とした食に関する指導を推進し、朝食摂取率の向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育副読本、文部科学省の食に関する指導の手引を活用した朝食に関する指導を更に推進する。</li> <li>高知県学校栄養士会と連携し、栄養教諭を中心とした食に関する指導を推進し、朝食摂取率の向上に努める。</li> </ul>	
★学校給食における地場産物の活用(食品ベース)		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食への地場産物や郷土料理の導入、体制整備のための支援</li> <li>「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」の実施(H26~)及び「カレーの日(6月)」「だしで味わう和食の日(11月)」の実施(H30~)※地場産物を食品ベースで50%以上活用することを目指した献立の実施</li> <li>給食指導等における児童生徒の地場産物や郷土料理に対する理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産物を食品ベースで50%以上活用することを意識した献立の定着 ⇒カレーの日、だしの日の実施 H30:36例、37例 R1:37例、38例 R2:25例、27例</li> </ul>	32.6%	調査なし	50%以上	38.9%(R1調査) ※R2,3は調査なし	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における地場産物の活用状況は、H27:32.6%、H28:33.9%、H29:37.0%、H30:39.6%、R1:38.9%と上昇してきており、活用率の低い市町村への支援や「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」等の取組を推進した成果と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の第4次食育推進計画に基づき、これまでの取組を継続して地産地消を推進する。</li> </ul>	
(3)食の安全・安心に取組む農林水産物のPR及び支援	P38~39										
◆環境保全型農業に取り組む園芸高知のPR、県産農産物のイメージアップと販売拡大	農産物マーケティング戦略課、環境農業推進課、工業振興課(工業技術センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>園芸フェスタの開催(H28~R1) ※R2年度はコロナ禍のため中止</li> <li>パートナー量販店での高知青果フェア(H28)計106回、(H29)計75回(H30)計86回、(R1)計71回【農産物マーケティング戦略課】</li> <li>県内外でのイベントにおいて環境保全型農業のPRを行った。【環境農業推進課】</li> <li>職員及び食品加工特別技術支援員が食品企業の巡回及び指導など、県産一次産品を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを行い、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組を支援します。【工業振興課(工業技術センター)】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園芸フェスタ来場者数 H28:一、H29:13,000人、H30:12,000人、R1:10,000人</li> <li>高知県の環境保全型農業の取組についてパートナー量販店で消費者アンケートを実施(H28~R1) ⇒環境保全型農業の取組認知度 H28:15%→R1:33%【農産物マーケティング戦略課】</li> <li>工業技術センター食品開発課職員及び食品加工特別技術支援員が、地域食材を活用した商品開発に取組んでいる県内の食品関連事業者の巡回及び指導を行いました。商品開発に対して技術的な側面から支援を行いつつ、安全安心な県産一次産物の需要拡大と販路拡大に向けて取組みました。【H29年度~R2年度の実績】</li> <li>食品開発課職員による技術指導件数6584件</li> <li>食品加工特別技術指導員による技術指導件数346件</li> <li>技術研修参加者数延べ721名</li> <li>地域食材を生かした商品化150アイテム【工業振興課(工業技術センター)】</li> </ul>	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>園芸フェスタでの本県農業の取組みやエコシステム栽培のPR、食育活動等により、環境保全型農業への理解の向上につながった。</li> <li>継続的な高知青果フェアの実施により、環境保全型農業について消費者の認知向上につながった。</li> <li>卸売会社や実需者と連携した取組みの推進</li> <li>コロナ禍における県産園芸品の効果的な販促活動と情報発信【農産物マーケティング戦略課】</li> <li>県産一次産品を利用した商品開発において技術的な側面からサポートを実施し、県産農林水産物を加工品として需要拡大と販路拡大に向けて推し進める取組を支援しています。【工業振興課(工業技術センター)】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売会社や仲卸業者、実需者との連携強化により、生産から流通・販売までが一体となって、県産園芸品や環境保全型農業のPRを推進</li> <li>動画やSNS等非対面での情報発信が可能なツールを活用した販促活動の強化【農産物マーケティング戦略課】</li> </ul>	

体系	施策の柱	青冊子対象ページ及び担当課	具体的な取組 (インプット)	具体的な成果 (アウトプット及びアウトカム)	H27年度末の 数値、状況	現状値		令和3年度末に 目指すべき姿		総 括		第4次計画に向けた方向性
						R2年度末の数値、状況	R3年度末 目標値	R3年度末 見込又は 直近の実績、 状況	数値目標等 に対する 客観的評価	これまでの取り組みについての 成果を踏まえた総合評価		
	◆取組の方向 ★数値目標設定項目											
	◆水産物鮮度管理技術の定着	水産政策課、漁業振興課、水産流通課	○漁獲物の高鮮度処理技術の普及及び定着 ・漁獲物への即殺、血抜き、神経締め、施水等の高鮮度処理技術の普及及び定着 ○高鮮度処理魚のPRに関する取組の支援 ・高鮮度処理による高付加価値化のためのPRタグの活用に向けた協議 ○鮮度管理に関する技術指導 ・漁業者を対象にした高鮮度処理の技術指導 【水産流通課】	・高鮮度処理技術の普及、指導により一定技術習得が進むとともに、一部の漁業者が神経締めなどの高鮮度処理を行い始めた。 高鮮度処理の普及啓発等実施回数 H29～R2のべ 111回	48.7%	-	-	-	-	高鮮度処理技術の普及により、高鮮度処理を行う漁業者も増えてはきたが、高鮮度処理が完全に価格に反映されないところがボトルネックとなっている。今後は高鮮度処理技術の普及とともに、高鮮度がしっかり評価され、価格に反映されることにより、漁業者それぞれがメリットを感じ、自主的に取り組んでもらえるように、継続して情報提供及び技術指導を続けていく。 【水産流通課】	・指導した鮮度管理技術の定着 ・高鮮度処理魚の価値向上への支援 ・高鮮度処理を自主的に行う事への意識醸成 【水産流通課】	
	★県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合	農産物マーケティング戦略課	・農林水産物直販所（安心係）賛成講習会開催 H28：3回 H29：3回 H30：4回 R1：4回 R2：5回 R3：4回	・直販所の安心係設置店 H28：86.6% H29：87.9% H30：90.1% R1：90.1% R2：85.3% R3：89.4%	89%	85%	100%	89.4% (R3.9月末時点)	A	県内各ブロック（高知市、須崎市、四万十市）で年3～5回講習会を開催し、食品表示、農薬の適正使用、衛生管理の基礎知識を習得した「安心係」を約89%の直販所に配置することができた。	引き続き「安心係」の設置率100%を目指し、関係法令を遵守した取り組みにより、安全安心な食材を購入できる魅力ある直販所の活動を支援する。	
	(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解	P40										
	◆相互理解及び食品に関する認識を深めるための意見交換会（リカコミュニケーション）実施	全ての関係課	・県民・市民及び食品等事業者等との食品の安全に関する情報提供及び意見交換を行った。 ・県民・市民の関心の高いテーマや食品の安全性に関するテーマを中心とした意見交換会（リカコミュニケーション）を開催した。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	・意見交換会（リカコミュニケーション）の開催 H29：10回、H30：12回、 R1：12回、R2：8回 ・県・市共催による意見交換会テーマ H29：カンピロバクター食中毒を防ごう H30：生食について考えよう R1：ノロウイルスをもっと知ろう！ R2：開催なし 【薬務衛生課】【高知市保健所】	-	-	-	-	-	県民・市民に関心の高い内容を情報提供及び意見交換することにより、食の安心確保に努めた。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	継続して実施していくが、数値目標は5回とし、その他の情報発信やHACCPに関する取組を強化する。 【薬務衛生課】【高知市保健所】	
	★意見交換会（リカコミュニケーション）の開催	薬務衛生課、高知市保健所			9回	8回	10回以上	4回(9月末時点)	A			
	(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働	P41 全ての関係課	・食品安全に関する会議等を通じた、他自治体との連携強化 ・食品衛生協会との連携・協働による施設巡回や講習会等の開催 【薬務衛生課】	・食中毒疑いや食品表示に関する疑義について、他自治体との情報共有や対応を迅速に行った 【薬務衛生課】	-	-	-	-	-	食品流通の広域化に伴い、関係機関の連携の重要性が増している。 【薬務衛生課】	今後も引き続き連携・協働した仕組みを推進していく。 【薬務衛生課】	

A+	20	43
A	13	
B	10	
-	23	
【該当無】	0	
【再掲】	1	
合計	67	